

## 置戸町障がい者就労施設等からの物品等調達方針

### 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本町における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 3 適用範囲

この方針の適用範囲は、町のすべての部署を対象とする。

### 4 調達対象施設及び物品等

障害者優先調達推進法に規定する障がい者就労施設等が提供可能な物品等を対象とする。

### 5 調達目標

目標額 前年度実績額を上回ることを目標とする。

### 6 調達の推進方法

- (1) 町は、障がい者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、これらの情報に基づきすべての部署に対して優先調達を依頼する。
- (2) 各部署は、地方自治法施行令及び町財務規則等に定める随意契約も活用し、障がい者就労施設等からの調達を推進する。

### 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 町は、調達方針を作成し、又は見直したときは、町ホームページ等で速やかに公表する。
- (2) 町は、当年度の調達実績を翌年度の5月末までに取りまとめ、町ホームページ等で公表する。

8 所管する事務等

- (1) 企画財政課 調達方針及び調達実績の作成・公表、調達の推進等に関すること。
- (2) 地域福祉センター 障がい者就労施設等との連絡調整及び調達可能な物品等の情報収集等に関すること。